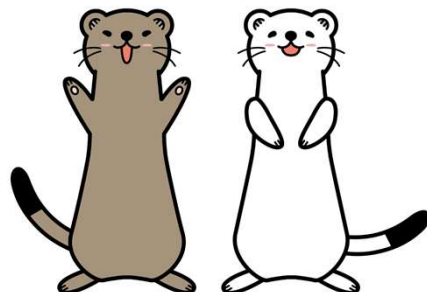


群馬県消費生活相談員人材バンクの御案内

群馬県では、県内の消費生活センター等で相談業務に携わる消費生活相談員の人材確保のため、消費生活相談員として働くことを希望する方を対象とした「群馬県消費生活相談員人材バンク」を設置しています。



群馬県消費生活センター
消費者被害防止啓発キャラクター
「ジョー」と「オーコ」

◆登録特典◆

- 県内の消費生活センターの求人情報が届きます✉
- 消費生活相談対応に必要な知識をアップデートするためのオンライン研修が無料で受けられます！

◆対象◆

消費生活相談員として働くことを希望し、次のいずれかの要件を満たす方

1. 消費生活相談に関する資格をお持ちの方

- ・消費者安全法に定める「消費生活相談員」の資格
- ・独立行政法人国民生活センターが付与する「消費生活専門相談員」の資格
- ・一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」の資格
- ・一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」の資格

2. 消費者庁や地方公共団体等が実施する「消費生活相談員養成講座」を修了された方

お問合せは



群馬県生活子ども部消費生活課

☎027-226-2281

✉shouhisoudan@pref.gunma.lg.jp

